

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 7月 7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第87号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 4号様式（裏）二、四及び九並びに第 4号様式の 2（裏）一及び二中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第一号事業）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証であつて、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力

を有する。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。